



# 青森県報

第二千九十八号

平成十五年七月十一日(金曜日)

## 目次

青森県営林請負取扱規程の一部を改正する規程……………	(林政課) …… 一
公告	
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………	(総務学事課) …… 二
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) …… 二
建設業者の許可の取消し……………	(青森県土整備事務所) …… 二
右 同……………	(八戸県土整備事務所) …… 二
出先機関	
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(東地方農林水産事務所) …… 三
右 同……………	(中地方農林水産事務所) …… 三
選挙管理委員会	
政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体……………	(事務局) …… 三
人事委員会	
人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………	(総務・審査グループ) …… 五

## 公安委員会

型式の検定適合遊技機……………	(生活安全課) …… 八
風俗営業の営業時間の延長ができる日等……………	(同) …… 九

## 告 示

青森県告示第四百六十五号

青森県営林請負取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営林請負取扱規程の一部を改正する規程

青森県営林請負取扱規程(昭和三十九年六月青森県告示第五百四十六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の第三十一条第三項及び第五項中「# 8 . 2 5 ( P A R T )」を「# 3 . 6 ( P A R T )」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十五年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市大字三本木字千歳森二九三の二から二九三の六まで及び五〇〇の二三	十和田市大字三本木字稲吉一五の二八 布施博毅
十和田市大字相坂字下前川原一八八の一から一八八の三まで及び一八九の一から一八九の三まで	十和田市東三番町二一の五 栗山瑞雄
南津軽郡平賀町大字沖館字宮崎一〇七の一	南津軽郡平賀町大字沖館字宮崎四一の一〇 田中宏明
東津軽郡蟹田町大字蟹田字上蟹田一三の二の一、一三の二の一、一三の三の二の一、一三の四の一、一三の五の二の一、一三の六の二の一、一三の七の二の一、一三の八の二の一、一三の九の二の一、一三の十の二の一、一三の十一の二の一、一三の十二の二の一、一三の十三の二の一、一三の十四の二の一、一三の十五の二の一、一三の十六の二の一、一三の十七の二の一、一三の十八の二の一、一三の十九の二の一、一三の二十の二の一、一三の二十一の二の一、一三の二十二の二の一、一三の二十三の二の一、一三の二十四の二の一、一三の二十五の二の一、一三の二十六の二の一、一三の二十七の二の一、一三の二十八の二の一、一三の二十九の二の一、一三の三十の二の一、一三の三十一の二の一、一三の三十二の二の一、一三の三十三の二の一、一三の三十四の二の一、一三の三十五の二の一、一三の三十六の二の一、一三の三十七の二の一、一三の三十八の二の一、一三の三十九の二の一、一三の四十の二の一、一三の四十一の二の一、一三の四十二の二の一、一三の四十三の二の一、一三の四十四の二の一、一三の四十五の二の一、一三の四十六の二の一、一三の四十七の二の一、一三の四十八の二の一、一三の四十九の二の一、一三の五十の二の一、一三の五十一の二の一、一三の五十二の二の一、一三の五十三の二の一、一三の五十四の二の一、一三の五十五の二の一、一三の五十六の二の一、一三の五十七の二の一、一三の五十八の二の一、一三の五十九の二の一、一三の六十の二の一、一三の六十一の二の一、一三の六十二の二の一、一三の六十三の二の一、一三の六十四の二の一、一三の六十五の二の一、一三の六十六の二の一、一三の六十七の二の一、一三の六十八の二の一、一三の六十九の二の一、一三の七十の二の一、一三の七十一の二の一、一三の七十二の二の一、一三の七十三の二の一、一三の七十四の二の一、一三の七十五の二の一、一三の七十六の二の一、一三の七十七の二の一、一三の七十八の二の一、一三の七十九の二の一、一三の八十の二の一、一三の八十一の二の一、一三の八十二の二の一、一三の八十三の二の一、一三の八十四の二の一、一三の八十五の二の一、一三の八十六の二の一、一三の八十七の二の一、一三の八十八の二の一、一三の八十九の二の一、一三の九十の二の一、一三の九十一の二の一、一三の九十二の二の一、一三の九十三の二の一、一三の九十四の二の一、一三の九十五の二の一、一三の九十六の二の一、一三の九十七の二の一、一三の九十八の二の一、一三の九十九の二の一、一三の百の二の一	蟹田町

三戸郡階上町大字角柄折字東平四の七及び四の一六から四の二六まで

三戸郡階上町倉前東四丁目六の一六一 有限会社タケダサプライ

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 毛内左官工業
- 二 氏名 毛内 光幸
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字鳴滝六四の一三〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第八三九〇号
- 五 取消年月日 平成十五年七月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 左官工業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十五年六月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社スペースプラン東日美装
- 二 代表者の氏名 小田 辰雄
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字尻内町字正法寺二二〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一〇）第一六五四四号



項の規定により、平成十五年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年七月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党小泊村支部	工藤 福治	工藤 隆	北津軽郡小泊村字小泊四〇六

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
明日の金木町を語る会	田中 良治	佐野 一	北津軽郡金木町大字金木字芦野八四の四〇六
荒谷剛生後援会	小松 福蔵	上山 幸七	三戸郡階上町大字道仏字荒谷八
上條幸哉後援会	坂本 興樹	対馬 俊行	八戸市大字新井田字長塚二の三
大倉政雄後援会	佐藤 二郎	千葉 栄喜	下北郡大畑町大字正津川字平一四の一三〇
太田健一後援会	田代 七五三	太田 完	下北郡佐井村大字佐井字中道七八の九四
大野欽也後援会	山田 善治	木村 忠蔵	五所川原市字新町五七
小野文之後援会	小野 久逸	清水谷 秀世	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原三六の一

加賀谷忠栄後援会	山形 正直	田村 勝則	北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下山一三三
笠井幸市後援会	笠井 重昭	神山 美希	五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣九五
加藤馨後援会	成田 勝義	加藤 礼子	北津軽郡金木町大字金木字芦野八四の二八九
加藤博美後援会	加藤 俊美	加藤 雅子	下北郡東通村大字尻労字下堀川五
川村三十三後援会	高橋 功	中原 英	上北郡七戸町字和田下一九の二
木元わたり後援会	成田 金雄	木元 志磨夫	北津軽郡中里町大字中里字龜山六六五の二
虹風会	滝本 正春	佐藤 義則	南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐一三四の二
小林澄雄後援会	原田 定廣	小林 義廣	西津軽郡森田村大字床舞字緑野三二の五
小比類巻正規後援会	種市 金雄	浄法寺 紀雄	三沢市大字三沢字水筒九
近藤悦夫後援会	近藤 悦夫	近藤 洋右	八戸市柏崎五丁目七の一二
笹倉健後援会	沼山 福之助	吹越 政義	上北郡東北町字滝沢平二の一三一
佐藤洋治後援会	山口 秀一	成田 昭夫	北津軽郡板柳町大字柏木字片田野一三五
三戸玲子後援会	小沢 弥一郎	三戸 義教	北津軽郡板柳町大字大俵字和田三八二
正部家佑介後援会	根岸 勇蔵	宗前 清	三戸郡階上町大字晴山沢字松長根二
須郷俊治後援会	奈良 清治	三上 儀悦	北津軽郡板柳町大字石野字宮本九の二
瑞雲会	大矢 保	工藤 徳仁	青森市大字大野字若宮三三の一六

関良後援会	増田 福松	山田 茂	青森市大字新城字平岡一二八の八七
高橋一後援会	田中 純一	工藤 敬人	むつ市大字田名部字品ノ木三四の一二
竹原良徳政策研究会	竹原 良徳	高山 良雄	三戸郡倉石村大字又重字太田二二
田中幸雄後援会	平 喜美雄	田中 美子	弘前市大字城東北四丁目三の一一
田端清後援会	小松 清	田端 善四郎	三戸郡階上町大字道仏字耳ケ吠三〇の一
大日本政治結社	去来川 敏逸	去来川 照子	南津軽郡浪岡町大字下十川字大沼袋一八
寺田武造後援会	水口 禮三	寺田 博志	五所川原市松島町八丁目六四
ドリームシティむつ	高橋 一	工藤 敬人	むつ市大字田名部字品ノ木三四の一・二
中村幸八後援会	中村 政一	小松 慧	東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越一〇二の二
中村良雄後援会	千葉 留次郎	秋田 善七	五所川原市大字太刀打字早蕨一一五の一〇
長根昭男後援会	古川 清ノ助	巽主 政幸	三戸郡南郷村大字島守字ケト森五の六
流れを変える市民の会	野口 雄一	飯田 徹	むつ市大字田名部字品ノ木三四の一・二
21世紀の階上町をつくる会	平戸 茂雄	石川 清人	三戸郡階上町大字道仏字廿一五の二〇
平山のりお後援会	葛西 敏一	高橋 浩	五所川原市大字七ツ館字虫流九六
古館傳之助後援会	中村 修介	若宮 幸則	三戸郡南郷村大字市野沢字黒坂七
フロンティア金木21	加藤 磐	加藤 礼子	北津軽郡金木町大字金木字芦野八四の二八九

前山秋雄後援会	佐藤 武雄	桧山 健	中津軽郡西目屋村大字大秋字都谷森一〇九
松橋良則後援会	松橋 寛二郎	松橋 均	三戸郡田子町大字田子字天神重向一四六
三浦武昭後援会	三浦 二郎	奈良岡 寿	南津軽郡常盤村大字福島字宮元一六の一
三上たけし後援会	竹内 誠一	日土 潤	青森市橋本三丁目一〇の一九
右田明久後援会	船橋 清春	船橋 久子	三沢市泉町一丁目一一七の七三
むつ市政を変える会	長見 重尚	工藤 敬人	むつ市大字田名部字品ノ木三四の一・二
村上仁後援会	曾我 義雄	村上 美子	三戸郡南郷村大字市野沢字黄檗一五の二
八木橋満則後援会	工藤 栄	堀川 進	青森市大字羽白字沢田五五二の五
柳谷光雄後援会	山田 清昭	柿崎 友三郎	東津軽郡三厩村字桃ヶ丘一四九の五

### 人事委員会

人事委員会規則一四 一 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年七月十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一四 一 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定め

る規則)の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中「課長補佐(法規、秘書、人事、職員団体、給与、庁舎管理、予算担当)」、「行政管理室室長補佐」を「自治体経営室長」に改め、「法規、事務管理」の下に、「秘書、人事、給与、庁舎管理」を加え、「文書法規係長、秘書係長、人事係長、給与係長、管財課管理係長」を削り、「職員団体、給与、予算担当」を「給与、予算担当」に改め、「総看護師長」の下に、「総括副総看護師長」を加え、

院高等看護学
事務長

を

院高等看護学
事務長
市民図書館
館長

に改め、同表弘前市の項中「検

査室長」の下に「事務局次長」を加え、

病院
院長、副院長、医療局長、科長、総看護師長、副総看護師長、事務局次長、事務局次長
公民館
館長

を

病院
院長、副院長、医療局長、科長、薬剤師長、総看護師長、副総看護師長、事務局次長、事務局次長

に改め、同表八戸市の項中「行

政経営室長」を「室長(課に置く室に置くものを除く。)(」に、「総務課課長補佐、学務課課長補佐、庶務班長」を「教育政策課課長補佐、学校教育課課長補佐、総務企画班長」に改め、「支所長」の下に「所長」を加え、

浩々学園
園長
小菊荘
寮長
長生園
園長

園
つみねこ学
園長

を

園
いちい寮
寮長
清掃事務所
所長、課長、課長補佐、管理班長、清掃班長
斎場
斎場長

に、「総看護師長、副総看護師長」

園
つみねこ学
園長
斎場
斎場長
清掃事務所
所長、課長、課長補佐、施設管理班長、清掃業務班長
下水道事務所
課長

を「看護局長、副看護局長」に改め、同表黒石市の項中「理事、課長、」を「理事、課長、室長、」に改め、「文書係長、秘書係長」を削り、同表五所川原市の項中「秘書室長、工事検査室長、法定外公共物対策室長」を「室長(課に置く室に置くものを除く。)(」に、

機関
出先
養護老人ホーム
園長
広域新農業センター
所長

を

機関
出先
広域新農業センター
所長

に改め、同表

十和田市の項中「課長補佐」を「財政課参事、課長補佐」に、

議会事務局
事務局長

を

議会事務局 事務局長、次長

に改め、同表三沢市の項中「工

事検査室長、市民の森管理事務所長」を「室長（課に置く室に置くものを除く。）」に、「中央児童センター」を「おおぞら児童センター」に、「総看護師長」を「看護師長」に改め、同表むつ市の項中「管財係長」を「庁舎管理係長」に改め、同表蟹田町の項中

出先 機関	保育所	所長
出先 機関	児童館	館長

を

長」を「看護師長」に改め、同表平館村の項中「参事」の下に「総括副参事」を、「教育長」の下に「参事」を加え、同表西目屋村の項中「総務課課長補佐」の下に「（予算担当）」を加え、同表藤崎町の項中「課長」を「課長、副参事」に改め、同表大鰐町の項中「室長」を削り、「総務課課長補佐」の下に「（人事担当）」を加え、

に、「総看護師

教育委員会 事務局	教育長、課長
選挙管理委員会 事務局	事務局長
農業委員会 事務局	事務局長

を

浪岡町の項中「町おこし対策室長」の下に「総務課課長補佐」を加え、同表金木町の項中

に改め、同表

町長部局	課長
------	----

を

町長部局 課長、室長

に改め、同表市浦村の項中「総

務課課長補佐」の下に「（人事担当）」を加え、同表白石町の項中

に改め、同表十和田湖町の項中

（人事、予算担当）」を「（人事担当）」に改め、同表横浜町の項中

課長

を

課長、企画財政推進監、総務企画課課長補佐（予算担当）」に改め、同表上北町の項中

出先 機関	農業委員会 事務局	事務局長
出先 機関	保育所	所長

を

天間林村の項中

に改め、同表

出先 機関	老人福祉センター	所長
出先 機関	保育所	所長

を

佐井村の項中「(人事担当)」を「(人事、予算担当)」に改め、同表脇野沢村の項

農業委員会 事務局	事務局
事務局長	

に改め、同表

大畑町の項中

児童館	保育所	農業委員会 事務局
館長	所長	事務局長

を

出先 機関	保育所
	所長

に改め、同表

出先 機関	総合清掃センター	健康管理センター	保育所
	所長	所長	所長

を

保育所	所長
-----	----

に改め、同表川内町の項中

保健相談センター	事務局長
保育所	所長

を

六ヶ所村の項中「課長、」を「理事、課長、」に改め、「財政課課長補佐」の下に「(予算担当)」を加え、

出先 機関	保育所	所長
----------	-----	----

に改め、同表

中

課長
----

を

課長、室長
-------

に改め、同表三戸町の項中「課長」を、

課長
----

を

課長、館長
-------

に改め、同表青森県市町村職員退職手当等組

合の項中「青森県市町村職員退職手当等組合」を「青森県市町村職員退職手当組合」に改め、同表一部事務組合下北医療センターの項中「総務担当主幹」の下に「(人事担当)」を加え、「人事係長」を削り、同表下北地域広域行政事務組合の項中「電子計算センター所長」を削り、同表北部上北広域事務組合の項中「総看護師長」を「総看護長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十條第四項の規定に基づき検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十五年七月十一日

青森県公安委員会委員長 榎 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRギヤ王FX	マルホン工業株式会社
"	CRギヤ王M	"
"	CRギヤ王MX	"
"	CR・笑点YJ	株式会社平和
"	笑点V	"
"	CRどたばた空挺団S	株式会社竹屋
"	CRどたばた空挺団T	"
回胴式遊技機	ホワイトヒート	株式会社エマ
"	ニューペガサスL	"
"	ナイトパークT	株式会社オイズミ
"	ナイトパークTS 30	"

青森県公安委員会告示第四十号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）第四条第一項第三号、同条第二項及び同条第三項の規定により、祭礼その他特別の行事の行われる日及び営業時間の延長を認める地域を次のとおり定めるので、同項の規定により告示する。

平成十五年七月十一日

青森県公安委員会委員長 榎 引 利 貞

行 事	祭礼その他特別の行事の行われる日	営業時間の延長を認める地域
八戸七夕まつり	平成十五年七月十九日から同月二十二日まで	八戸市
八戸三社大祭	平成十五年八月二日から同月五日まで	八戸市
弘前ねぶたまつり	平成十五年八月一日から同月八日まで	弘前市
青森ねぶた祭	平成十五年八月三日から同月八日まで	青森市
五所川原立佞武多	平成十五年八月四日から同月九日まで	五所川原市

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭